

令和7年8月大雨営農再開支援事業 (国事業名：農地利用効率化等支援交付金)

令和7年8月大雨により、農業生産等に必要な農業用機械・施設に甚大な被害が生じていることから、被災した担い手の速やかな営農再開に必要な農業用機械・施設などの原形復旧等を支援します。(★：今回の特別な支援)

1. 助成対象者

※ 農業用機械等が大雨により被災した旨の証明を市町村長から受ける必要。

地域計画の目標地図に位置付けられた者

(位置付けられることが確実であると事業実施主体(市町村)が認める者を含みます。)

2. 支援内容

被災した施設・農業用機械の修繕★・再取得等を支援します。
(トラック(汎用性の高いもの)は対象外です。)

補助率：国 3/10以内(国費上限600万円★)

大雨により被害を受けた日以降の取組(着工)であれば、本事業の計画承認等の手続前の取組でも対象となります。



いぐさ農家の
冠水した機械の修繕



水没等により修理不能となった
機械の再取得

<補足事項>

- ★ 1 被災した農業用機械よりも機能向上されたものの取得も可能です。
- 2 事業費が50万円未満のものは対象となりません。
- 3 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものに限ります。

以下の書類の保管をお願いします。

- ①機械等の被害状況、作業を行った者、日付け、費用の額が分かる書き物や写真
- ②作業を外注した際の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

3. 成果目標

助成対象者は、被災前の水準を上回る以下の【必須目標】(①)と【選択目標】(②～④から1つ以上)について数値目標を設定する必要があります。

【必須項目】①付加価値額＝(収入総額－費用総額＋人件費)の拡大

【選択項目】

②農産物の価値向上、③単位面積当たり収量の増加、④経営コストの縮減

4. 助成金・その他

修繕・再取得する施設及びその付帯設備(暖房機等)は残存年数や共済加入の有無により助成金額が変わりますので最寄りの市町村へご相談ください。

○助成対象者ごとの助成金上限額：国費300万円

○ただし、被災した農業用機械等の修繕・再取得に必要な額が1,000万円を超える者で、市町村が必要と認める場合の助成金上限額：国費600万円

○修繕・再取得した農業用機械等について、農機具共済、園芸施設共済、民間の保険、施工・販売業者等による保証等、気象災害等による被災に備えていただく必要があります

5. 融資制度

自己負担分については融資制度を活用することもできますので、ご希望がありましたら融資機関へご相談ください。

○農業近代化資金(JA、民間融資機関)

当初5年間実質無利子、当初5年間保証料免除(激甚災害の場合)

○農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)、農林漁業施設資金等(日本政策金融公庫)

当初5年間実質無利子(激甚災害の場合)